

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）

(一) 次の区分により算出した金額とすることに応じ、その買取金額は、それぞれの算式により算出した金額に応じ、その買取りは、以後において行なう。このこととし、日本銀行の本店又は支店にて、その日以前六月間に属する。利子を支払う。

(二) 場合の額の面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二規二十条に規定す
 二十九のはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、當、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一条による改受す
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条の四改受す
 り分と金も二人災の年いは、九六地方すはそ含障害条の四改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の四改受す
 出応、請當九けにわ律、合該一七治市町相。者のの改受す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受す
 た、のす個七債かる百害と又の（）（）扶四改受す

払元利金所支

(二) 平成二十九年七月十五日から平成二十九年七月十五日までの間に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

の額相当する金額) 平成二十九年一月十五日前の場合の額相当する金額 - 経過利息に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額